

支配獲得後の追加取得の会計処理の課題

Issues in Accounting for Additional Acquisition after Control of Subsidiaries

山下 奨
Sho YAMASHITA

要 旨

本稿では、支配獲得後の追加取得の会計処理について、改正連結基準の問題点を指摘したうえで、より広範に課題を指摘している。第1に、改正連結基準のように購入のれん方式を採用している場合、追加取得時の資本剰余金の減額が大きくなりやすいことを、先行研究に基づき説明している。第2に、第1に挙げた問題は、非支配株主持分に係るのれんを認識する全部のれん方式を採用しても、根本的に解決するものではないということを指摘している。全部のれん方式では、影響は小さくなるものの、差額が生じないわけではない。第3に、追加取得で生じる借方差額を資本剰余金または株主資本で調整することは、企業が追加取得を用いて、追加取得がなかったと仮定したときと比べて収益性指標を容易に改善することができる機会をもたらしていることを指摘している。これらのことは、追加取得を資本取引とすること、および追加取得で生じる差額について再検討の必要があることを示唆しているといえる。

キーワード：追加取得、非支配株主との取引、のれん、資本剰余金、その他の包括利益（OCI）

1 はじめに

2013年12月に、企業会計基準委員会（ASBJ）から改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準委員会 2013d; 改正連結基準）が公表された。企業会計基準委員会（2013d）では、先に公表された米国会計基準のFASB（2007b）および国際財務報告基準（IFRS）のIASB（2008b）と同様に、支配獲得後の、子会社株式の追加取得、子会社株式の

一部売却（親会社と子会社の支配関係が継続しているとき）、および子会社の時価発行増資等といった非支配株主との取引は、損益取引ではなく資本取引とされ、当該取引に伴う親会社の持分変動による差額は資本剰余金として損益には含めないことが要求されている（企業会計基準委員会 2013d, 28-30 項、53-2 項）。

この改正連結基準は、2015年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用することが要求され、表示方法に係る事項を除き、2014年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できるとされている（企業会計基準委員会 2013d, 44-5 項）¹。この定めに従って、遅くとも2016年3月31日以降に連結決算日を迎えた企業は、この改正連結基準を適用した連結財務諸表を開示している。

たとえば、ユニ・チャームは、2015年12月期の連結財務諸表に改正連結基準の早期適用を行い、支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動による差額を資本剰余金として計上することを、2015年12月期第2四半期の四半期報告書の会計方針の変更の注記において示している（ユニ・チャーム 2015, 19）。2015年12月期第2四半期の四半期報告書（および2015年12月期の有価証券報告書）において、共通支配下の取引等のうち子会社株式の追加取得として、Unicharm Gulf Hygienic Industries Ltd. の株式を少数株主から取得し、現金及び預金50,694百万円を支払ったことを開示している（ユニ・チャーム 2015, 22）²。このように連結子会社である Unicharm Gulf Hygienic Industries Ltd. の株式を追加取得し、「企業結合に関する会計基準」等を早期適用した結果、「注記（株主資本等関係）3. 株主資本の著しい変動」等において、第2四半期連結会計期間末の資本剰余金が46,358百万円から6,882百万円へと39,429百万円減少したことが示されている（ユニ・チャーム 2015, 20）。

このように、改正連結基準の適用に伴い、子会社株式の追加取得によって資本剰余金（ひいては株主資本）が相当程度減少する実際の企業のケースが発生している。なぜこのようなことが生じるのであろうか。また、どのような問題を生じさせているのであろうか。本稿の目的は、こうした資本剰余金の減額を中心に、支配獲得後の子会社株式の追加取得の会計処理の課題を指摘することである。

以下、第2節では、支配獲得後の追加取得に関する諸規定等を概観する。第3節では、現行の日本基準における追加取得の会計処理の問題点を設例と先行研究をもとに挙げる。そのうえで、第4節では、追加取得の会計処理に関する課題を指摘する。第5節では、結論を述べる。

1 同時に改正された企業結合会計基準及び事業分離等会計基準についても同時に適用する必要があるとされている（企業会計基準委員会 2013d, 44-5 項）。

2 共通支配下の取引と非支配株主との取引を合わせて、共通支配下の取引等という（企業会計基準委員会 2013d, 40 項）。

2 支配獲得後の追加取得に関する諸規定と先行研究

本節では、支配獲得後の非支配株主との取引の1つである追加取得に関する諸規定を概観する。改正連結基準との比較のため、IFRS 第10号と旧連結基準も見ていく。

2.1 IFRSにおける支配獲得後の非支配株主持分との取引の規定

IFRSでは、支配獲得後の非支配株主持分との取引は、2010年に公表されたIFRS第10号「連結財務諸表」(IASB 2010)に規定されている。

IFRS第10号では、親会社の子会社に対する所有持分の変動のうち、親会社の子会社に対する支配の喪失とならないものは、資本取引(すなわち、所有者としての立場での所有者との取引)であるとされている(IASB 2010, 23項)³。さらに、非支配持分が保有している持分の割合が変動した場合には、子会社に対する相対的持分の変動を反映するために、支配持分と非支配持分の帳簿価額を修正しなければならないとされ、非支配持分の修正額と支払対価又は受取対価の公正価値との差額を、資本に直接認識し、親会社の所有者に帰属させなければならないとされている(IASB 2010, B96項)。なお、資本の具体的な内訳項目に関する制約は、親会社への帰属以外には付されていない。

2.2 旧連結基準における追加取得の規定

子会社株式の追加取得について、追加取得した株式に対応する持分を少数株主持分から減額し、追加取得により増加した親会社の持分を追加投資額と相殺消去し、追加取得持分と追加投資額との間に生じた差額は、のれん(または負ののれん)として処理するとされている(企業会計基準委員会 2008, 28項)⁴。このように、従来の日本基準においては、支配獲得後の追加取得を行うと、のれんの償却または負ののれんの利益計上によって、追加取得以降の損益に影響を与えることとなる。これらの点は、現行のIFRSや改正連結基準と大きく異なるものである。

3 IFRS任意適用会社における支配獲得後の非支配株主持分との取引による影響は、いくつかの会社の開示で見ることができる(たとえば、SBIホールディングス 2013; ソフトバンクグループ 2016等)。

4 旧連結基準では、非支配株主持分は少数株主持分と呼ばれていた。

2.3 改正連結基準における追加取得の規定

改正連結基準においては、追加取得、一部売却、および時価発行増資等の非支配株主との取引は、損益取引ではなく、資本取引とすることが提案され、当該取引に伴う親会社の持分変動による差額は、資本剰余金とすることとされ、損益には含めないことが要求されている（企業会計基準委員会 2013, 28-30 項、53-2 項）。その理由は、従来の会計処理方法による実務上の課題に対して最も簡潔に対応する方法が、損益取引の範囲を狭めることであるとも考えられたためとされている（企業会計基準委員会 2013, 51-2 項）⁵。

非支配株主との取引のうち、子会社株式の追加取得については、追加取得した株式に対応する持分を非支配株主持分から減額し、追加取得により増加した親会社の持分を追加投資額と相殺消去し、追加取得持分と追加投資額との間に生じた差額は資本剰余金とするよう求められている（企業会計基準委員会 2013, 28 項）。ただし、差額について、資本剰余金を含む資本への振替を求める IFRS（IASB 2010, B96 項）と異なり、資本剰余金のみへの振替が要求される点が異なっている⁶。

2.4 追加取得の会計処理の先行研究

追加取得の会計処理に関する先行研究としては、図表1のようなものがある。本稿に関連するものは、適宜後述することとする。

図表1 追加取得会計処理に関する先行研究の内容

文献名	内容
秋葉（2014）	追加取得時の税効果会計の検討
梅原（2006）	追加取得の会計処理の検討（差額について利益剰余金の仕訳も示されている）
大雄（2003）（2009）	支配概念からの追加取得の検討
大雄（2015）	事例研究を通じた、追加取得時の資本の過小評価とのれんの方式の違いによる資本と利益の区分の混同の指摘
川本（2013）	追加取得の有無でのれんの金額が変わることへの疑義
菊谷（2011）（2014）	段階取得の会計処理と追加取得の会計処理の整合性の検討
黒川（1998）	経済的単一体説・全部のれん説（全部のれん方式）、経済的単一体説・部分のれん説（全面時価評価法）、親会社説（部分時価評価法）、比例連結の4つの視点、および会計の新しい基礎（支配獲得時に評価替え）からの追加取得の検討

5 ただし、日本が重視する親会社投資の観点からは、非支配株主との取引を資本取引と位置付けることについて、理論的に導き出すことは必ずしも容易ではないということも合わせて述べられている。

3 支配獲得後の追加取得に関する改正連結基準の問題点

支配獲得後の追加取得に関する改正連結基準と整合的な設例を示したうえで、改正連結基準の問題点について挙げることとする。

3.1 改正連結基準に関連する追加取得の設例

改正連結基準に定められた追加取得の会計処理について、次の設例1をもとに説明する。ここでの数値等は、日本公認会計士協会（2014, 設例5）に基づいている。なお、S社株式の取得や評価差額の計上等の個別上の会計処理は省略している。

設例1 株式の追加取得により持分比率が60%（連結）から80%（連結）になった場合（追加取得により貸方差額が生じる場合）

【前提条件】

1. 新規取得年度（X2年3月31日）

- ア. P社はS社株式60%をX2年3月31日に現金900で取得し、S社を連結子会社とした。
- イ. S社の資産のうち土地は800（簿価）であり、その時価はX2年3月31日1,200である。
- ウ. のれんは、10年間で均等償却を行うものとする。
- エ. P社の個別貸借対照表（X2年3月31日） 資産5,000（うちS社株式900） 負債3,000
資本金1,500 繰越利益剰余金500
- オ. S社の個別貸借対照表（X2年3月31日） 資産1,300 負債500 資本金500 繰越利益剰余金300

2. 翌年度（X3年3月31日）

- ア. P社はS社株式20%をX3年3月31日に300で追加取得した（合計80%、個別財務諸表上の取得原価1,200）。
- イ. P社の個別貸借対照表（X3年3月31日） 資産5,200（うちS社株式1,200） 負債3,000
資本金1,500 繰越利益剰余金700（当期純利益200）
- ウ. S社の個別貸借対照表（修正前）（X3年3月31日） 資産1,650 負債500 資本金500 繰越利益剰余金650（当期純利益350）

6 たとえば、2013年1月にASBJより公表された企業会計基準公開草案第49号（企業会計基準第21号の改正案）「企業結合に関する会計基準（案）」等（企業会計基準委員会2013a; 2013b等）への日本証券アナリスト協会からのコメントでは、理由を明らかにするべきだという意見があった（日本証券アナリスト協会2013）。

(1) X3年3月31日の連結修正仕訳（開始仕訳）

(借方)	資 本 金	500	(貸方)	S 社 株 式	900
	繰越利益剰余金	300		非支配株主持分	②480
	評 価 差 額	400			
	の れ ん	①180			

① S社株式 900 - (資本金 500 + 繰越利益剰余金 300 + 評価差額 400) × P社持分 60% = 180

② (資本金 500 + 繰越利益剰余金 300 + 評価差額 400) × 非支配株主持分 40% = 480

(2) X3年3月31日の連結修正仕訳（のれんの償却）

(借方)	の れ ん 償 却	③18	(貸方)	の れ ん	18
------	-----------	-----	------	-------	----

③ のれん 180 ÷ 10 = 18

(3) X3年3月31日の連結修正仕訳（非支配株主に帰属する当期純利益の計上）

(借方)	非支配株主に帰属 する当期純利益	④140	(貸方)	非支配株主持分	140
------	---------------------	------	------	---------	-----

④ 当期純利益 350 × 40% = 140

(4) X3年3月31日の連結修正仕訳（追加取得に伴う親会社の持分変動の処理）

(借方)	非支配株主持分	⑤310	(貸方)	S 社 株 式	300
				資 本 剰 余 金	⑥10

⑤ (資本金 500 + 繰越利益剰余金 650 + 評価差額 400) × 非支配株主持分 20% = 310

⑥ 310 - 300 = 10

このように、追加取得における追加取得持分と追加投資額との間に生じた貸方差額は、資本剰余金の増加をもたらすことになる。なお、旧連結基準では、次のように、当該差額は負ののれんとして会計処理することが規定されていた。

<参考>旧連結基準の会計処理

(4) X3年3月31日の連結修正仕訳（追加取得に伴う親会社の持分変動の処理）

(借方)	非支配株主持分	⑤310	(貸方)	S 社 株 式	300
				負 の の れ ん	10

日本公認会計士協会（2014）では、貸方差額が発生する場合のみが示されている。次の設例2では、設例1の一部の前提条件を置き換え、借方差額が生じる設例を示す。設例1と同じ部分については、紙幅の関係で省略する。

支配獲得後の追加取得の会計処理の課題

設例 2 株式の追加取得により持分比率が 60%（連結）から 80%（連結）になった場合（追加取得により借方差額が生じる場合）

【前提条件】

1. 新規取得年度（X2 年 3 月 31 日）

（省略）

2. 翌年度（X3 年 3 月 31 日）

（ウ以外、省略）

ウ、S 社の個別貸借対照表（修正前）（X3 年 3 月 31 日） 資産 1,550 負債 500 資本金 500 繰越利益剰余金 550（当期純利益 250）

(1) 省略

(2) 省略

(3) X3 年 3 月 31 日の連結修正仕訳（非支配株主に帰属する当期純利益の計上）

（借方）	非支配株主に帰属する当期純利益	④140	（貸方）	非支配株主持分	140
------	-----------------	------	------	---------	-----

④ 当期純利益 $350 \times 40\% = 140$

(4) X3 年 3 月 31 日の連結修正仕訳（追加取得に伴う親会社の持分変動の処理）

（借方）	非支配株主持分	⑤290	（貸方）	S 社株式	300
	資本剰余金	10			

このように、追加取得における追加取得持分と追加投資額との間に生じた借方差額は、資本剰余金の減少をもたらすことになる。なお、旧連結基準では、次のように、当該差額はのれんとして会計処理することが規定されていた。

<参考>旧連結基準の会計処理

(4) X3 年 3 月 31 日の連結修正仕訳（追加取得に伴う親会社の持分変動の処理）

（借方）	非支配株主持分のれん	⑤290	（貸方）	S 社株式	300
		10			

3.2 改正連結基準の問題点

改正連結基準のもとでは、追加でのれんを認識しないこと、資本剰余金処理を行うことによって、追加取得の結果、資本剰余金の減少が生じやすくなっている。このことを、川本（2013）に基づく次の設例 3 で確認する。なお、IFRS 第 3 号においては、非支配株主持分に係るのれんを

計上しない購入のれん方式と、非支配株主持分に係るのれんを計上する全部のれん方式の選択適用が認められている（IASB 2008a, 19項）。

設例3 のれんの方式と資本剰余金の関係

X1年3月31日、P社はS社の株式の60%を取得し、これを子会社とする。このとき、S社の純資産の簿価（BV）は150であった。また、純資産の公正価値（FV）も観察可能であったとし、これは200であったとする。P社によるS社株式の取得は、このFVと等価（すなわち、 $200 \times 60\% = 120$ ）で行われたとする。ついで、翌4月1日に、P社は残りのS社株式全部（40%分）をやはりFVと等価（ $200 \times 40\% = 80$ ）で追加取得した。

図表2 のれんの方式と資本剰余金の関係

		1回で全取得	2回で全取得
旧連結基準（企業会計基準委員会 2008）	のれん（購入）	+50	+50
	資本剰余金	変化なし	変化なし
改正連結基準（企業会計基準委員会 2013） IFRS（購入のれん方式）（IASB 2008a）	のれん（購入）	+50	+30
	資本剰余金	変化なし	-20
IFRS（全部のれん方式）（IASB 2008a）	のれん（全部）	+50	+50
	資本剰余金	変化なし	変化なし

（川本 2013, 5 を一部修正）

図表2のように、改正連結基準およびIFRS（購入のれん方式）では、他の場合と比べて、のれんが20だけ小さく、その分だけ資本剰余金が減額されることになる。このように、追加取得を資本取引とみなし、かつ購入のれん方式を採る場合、全部のれん方式で非支配株主に係るのれんの追加取得に相当する分だけ、株主資本（資本剰余金にせよ利益剰余金にせよ）が減少することとなる。

さらに、のれんの会計方法によって、利益剰余金と資本剰余金といった帰属先が変わることが指摘されている。たとえば、大雄（2015, 31）では、パナソニックの事例をもとに、全部のれん方式ではのれんの費用処理（IFRSでは減損処理のみ）を通して利益剰余金に、購入のれん方式では資本剰余金になること、すなわち全部のれん方式と購入のれん方式の違いが資本と利益の区分に影響することが指摘されている。

4 支配獲得後の追加取得の会計処理の課題

4.1 のれんの会計処理方法と帰属先

それでは、全部のれん方式を採用すれば、問題が解決するのであろうか。先ほどの設例では、購入のれん方式の採用が、資本剰余金の減少をもたらすことになっているように見える。しかし、追加取得持分と追加投資額との借方差額があれば、全部のれん方式においても、資本剰余金の減少は生じる。全部のれん方式では、購入のれん方式よりも、追加取得持分が非支配株主に係るのれんのみだけ大きくなるために、資本剰余金の減少は生じにくいが生じる。

このように、追加取得を考えると、経済的単一体説と全部のれん方式は、相性がよいようにも見えるものの、全部のれん方式においても資本剰余金の減少の問題が生じるため、単に全部のれん方式を採用すればすべてがうまくいくというものではない。また、全部のれん方式の採用は、自己創設のれん計上の懸念（斎藤 2013 等）があるため、容易ではないように思われる⁷。

のれんの会計方法と非支配株主との取引の取扱いをマトリックスで示すと、図表3のようになる。改正連結基準は、親会社説と整合的な購入のれん方式と、経済的単一体説と整合的な資本取引を採っている（図表3の網掛け部分）。その他の会計処理等を含めても、親会社説と経済的単一体説のいわば折衷となっており、理論的な整合性がないという問題を指摘している先行研究もある（山地 2013, 75）。さらに、資本剰余金の減少が生じやすいということは2つの説の折衷ゆえの問題であるが、同じ2つの説の折衷であっても、資本や利益に大きな影響をもたらすという意味で、全面時価評価法等とは異なる次元での問題が生じているように思われる。

図表3 のれんの範囲と非支配株主との取引の取扱い

		非支配株主との取引	
		損益取引（親会社説）	資本取引（経済的単一体説）
のれんの 会計方法	購入のれん方式 （親会社説）	企業会計基準委員会（2008b）	企業会計基準委員会（2013d）/ IASB（2008b）
	全部のれん方式 （経済的単一体説）		FASB（2007b）/ IASB（2008b）

※IASB（2008b）はのれんの会計方法を企業が選択可

7 ただし、そうではない見方があることも指摘されている（秋葉 2015, 71）。

4.2 財務指標の歪み

連結基礎概念の差異の財務比率への影響について、先行研究では、非支配株主持分のある資本連結のシンプルなケースにおいて、収益性指標の代表的なものである自己資本利益率（ROE）や総資産利益率（ROA）への影響が検討されている（黒川1998, 第2章; 浅野2000; 高須2000等）。その焦点は、非支配株主持分の計上額にあり、さらに全面時価評価法と部分時価評価法の差異や全部のれん方式と購入のれん方式の差異がもたらす影響にある。

本稿では、より複雑なケースである、前述のように大きな懸念のある借方差額が生じる場合の追加取得の会計処理が、財務指標に与える影響を検討する。追加取得の会計処理について、改正連結基準のように借方差額を資本剰余金とする場合、追加取得がなかったときと比べて、財務指標に対して図表4のような影響がある。

図表4 追加取得（借方差額を資本剰余金とする場合）の財務指標への影響

	分子への影響 (ないときと比べて)	分母への影響 (ないときと比べて)	総合的な影響 (ないときと比べて)
ROE	不変	減少	上昇(改善)
ROA	不変	減少	上昇(改善)
D/E レシオ	不変	減少	上昇(悪化)

ROEは、分母の株主資本が減るため、上昇(改善)する。ROAは、分母の総資本が減るため、上昇(改善)する。負債資本比率(D/E レシオ)は、分母の資本が減るため、上昇(悪化)する。たとえば、ユニ・チャームの有価証券報告書を見ると、自己資本当期純利益が、2014年12月期から2015年12月期にかけて、8.2%から10.2%に上昇していることがわかる(ユニ・チャーム2016, 2)。追加取得がなかったときと比べて、分母の自己資本の減少が0カンマ数パーセント程度、貢献しているのがわかる⁸。このように、資本の減少に伴い、収益性指標の資本利益率は改善するが、資本との比較を行う安全性指標は悪化するため、よいことばかりではない。

こうした支配獲得後の子会社株式の追加取得の会計処理は、容易に収益性指標を向上させることが可能な機会をもたらしている⁹。極端なことをいえば、議決権比率を最小限に抑えて子会社の支配を獲得し、その後、追加取得を行えば、資本剰余金、ひいては株主資本の大きな減額が可

8 なお、分子の当期純利益が32,731百万円から40,511百万円に増加し、分母の自己資本が419,652百万円から387,195百万円に減少しているため、分母分子のいずれの影響があるため、自己資本当期純利益の上昇は、自己資本の減少の影響だけとはいえない。

9 経済産業省(2014)の公表を契機として、ある一定水準のROEを達成すべき経営指標の1つとする企業も少なくない。経済産業省(2014)では、ROE8%が最低ラインであることが示されている。

支配獲得後の追加取得の会計処理の課題

能となりうる。そこでは、のれんの株主資本直入、つまりのれんの損益を通さない即時償却が行われているといってもよい。

図表 5 追加取得（借方差額をのれんとする場合）の財務指標への影響

	分子への影響 (ないとときと比べて)	分母への影響 (ないとときと比べて)	総合的な影響 (ないとときと比べて)
ROE	償却・減損あれば減少	償却・減損あれば減少	下落（悪化）
ROA	減少	減少	下落（悪化）
D/E レシオ	不変	減少	上昇（悪化）

旧連結基準のように追加取得時の借方差額をのれんとする場合、図表5のように収益性指標は、通常、分母のほうが分子よりも大きいため、のれんの償却・減損に伴い同じ金額だけ分母と分子に影響があるとすれば、分子の減少の影響が大きくなり、下落（悪化）する。

追加取得が資本取引とすると、非支配株主持分の追加取得持分の帳簿価額をそれに対する支払対価が上回る場合、その差額は、減損や償却といった将来費用負担のあるのれんとしなくてよい。うえ、資本剰余金（ひいては資本）の減少をもたらす。そのため、ROE等の親会社所有者に帰属する資本利益率を重視する経営者にとっては、完全子会社化を含む、支配獲得後の追加取得を行うインセンティブ、特に高い支払対価でもそれらを行うインセンティブがあろう。一方、その差額をのれんにする場合には、将来の負担増につながることから、追加取得額をおさえようというインセンティブがあるように思われる。

財務諸表利用者からすれば、ROE等の親会社所有者に帰属する資本利益率を計算する際には、当該差額を含めないなど、何らかの工夫が必要になるように思われる。経済的単一体説の資本と利益から親会社所有者帰属資本利益率を計算しようとする場合、親会社所有者に帰属する資本（持分）と親会社所有者に帰属する利益とするための多くの調整が必要になる。旧来開示されていた親会社所有者帰属の資本や利益の情報を失うことなく開示するために、多くの配慮が求められるよう。

4.3 資本剰余金の減額の問題点からの示唆

貸方差額を資本剰余金の減少とすると、その資本剰余金の減少は、株主資本の減少をもたらす。資本剰余金にせよ、利益剰余金にせよ、株主資本の減少をもたらすことになる。これらの剰余金とのれんでは大きく異なる。剰余金処理では、損益に入らない。リサイクリングされることもない。負債の定義と負債と資本の区分によって、非支配株主持分が資本に含まれる結果であっても、

直観とは異なる帰結になってしまうことは、問題であろう。

このことは、今後、投資超過額または持分変動差額の性格を再検討する必要があることを示唆しているといえよう。検討すべき差額の性質として、①損益（のれんまたは売却損益）（旧連結基準）、②資本（詳細な指定なし）（IFRS 第10号）、③資本剰余金（改正連結基準）、④利益剰余金（梅原 2006）、⑤OCI（大雄 2015）¹⁰等が挙げられよう。

5 おわりに

改正連結基準では、支配獲得後の子会社株式の追加取得の会計処理について、追加取得持分と追加投資額との間に生じた差額は資本剰余金とすることが求められるようになった（企業会計基準委員会 2013, 28 項）。本稿では、この追加取得時に差額を資本剰余金で調整することの問題点を説明・指摘した。

第1に、改正連結基準のように購入のれん方式を採用し、追加取得を資本取引とする場合、追加取得時において借方差額が生じるときには資本剰余金の減額が大きくなりやすいことを、先行研究に基づき説明した。

第2に、第1に挙げた問題は、非支配株主持分に係るのれんを認識する全部のれん方式を採用しても、根本的に解決するものではないということを指摘した。確かに、全部のれん方式の採用で、資本剰余金の減額の影響を小さくすることは可能である。しかし、全部のれん方式でも、影響は小さくなるものの、差額が生じないわけではない。そもそも、全部のれん方式固有の問題（自己創設のれんの疑義、減損の規定の不十分さ等）が新たに生じることになる。

第3に、追加取得で生じる借方差額を資本剰余金または株主資本で調整することは、企業が追加取得を用いて、追加取得がなかったと仮定したときと比べて収益性指標を容易に改善することができる機会をもたらしていることを指摘した。

このように、追加取得を資本取引とすること、および追加取得で生じる差額について、こうした影響を回避することができるのか、再検討することが求められているといえる。今後の課題は、①より大きな視点からの差額の会計処理の検討、②段階取得と追加取得の会計処理の整合性¹¹である。

10 他の項目に関する OCI の活用可能性を挙げているものとして、段階取得（支配目的の従来投資のみ）に関する山内（2010）等がある。

11 たとえば、菊谷（2014）等で指摘されている。

参考文献

- Committee on Accounting Procedure (CAP). 1959. Accounting Research Bulletin (ARB) No.51. *Consolidated Financial Statements*. New York, NY: AIA.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2007a. Statements of Financial Accounting Standards (SFAS) No.141 (Revised 2007). *Business Combinations*. Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2007b. Statements of Financial Accounting Standards (SFAS) No.160. *Noncontrolling Interests in Consolidated Financial Statements - an Amendment of ARB No.51*. Norwalk, CT: FASB.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2008a. International Financial Reporting Standard (IFRS) 3 (Revised 2008). *Business Combinations*. London, U.K.: IASCF.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2008b. International Accounting Standard (IAS) 27 (Revised 2008). *Consolidated and Separate Financial Statements*. London, U.K.: IASCF.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2011. International Financial Reporting Standard (IFRS) 10. *Consolidated Financial Statements*. London, U.K.: IASCF.
- 秋葉賢一. 2014. 「子会社株式の一部売却 (3) — 税効果の適用 —」『週刊経営財務』3162: 30-33.
- 浅野敬志. 2000. 「連結基礎概念と連結会計手続に関する諸検討」『年報経営分析研究』16: 68-75.
- 上田晋一. 2007. 「全部のれん方式と少数株主持分の測定問題—IASB型連結手続の検討」『企業会計』59(4): 72-80.
- 上田晋一. 2014. 「子会社株式の一部売却の会計処理における論点—「連結財務諸表に関する会計基準」の改正を手がかりとして—」『成城大学経済研究』204: 77-95.
- 梅原秀継. 2006. 「連結会計における少数株主持分—パーチェス法との関連を中心として」『企業会計』58(9): 68-75.
- 梅原秀継. 2010. 「子会社株式の売却をめぐる論点—IFRSの動向とその課題—」『会計・監査ジャーナル』659: 85-92.
- 梅原秀継. 2013. 「連結会計における資本と利益—公開草案第50号の特徴とその影響—」『企業会計』65(6): 29-36.
- SBIホールディングス. 2013. 「第15期有価証券報告書」.
- 大雄智. 2003. 「子会社株式の追加取得と売却—支配概念と利益測定」『横浜経営研究』24(3): 261-274.
- 大雄智. 2009. 『事業再編会計 資産の評価と利益の認識』国元書房.
- 大雄智. 2015. 「新会計基準と資本の歪み」『会計』187(1): 27-39.
- 川村義則. 2011. 「純利益と包括利益」斎藤静樹・徳賀芳弘責任編集『体系 現代会計学 [第1巻] 企業会計の基礎概念』中央経済社. 197-241.
- 川本淳. 2013. 「積み木の連結会計基準」『企業会計』65(12): 4-5.
- 企業会計基準委員会. 2008a. 企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」.
- 企業会計基準委員会. 2008b. 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」.

- 企業会計基準委員会. 2013a. 企業会計基準公開草案第49号(企業会計基準第21号の改正案)「企業結合に関する会計基準(案)」.
- 企業会計基準委員会. 2013b. 企業会計基準公開草案第50号(企業会計基準第22号の改正案)「連結財務諸表に関する会計基準(案)」.
- 企業会計基準委員会. 2013c. 改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」.
- 企業会計基準委員会. 2013d. 改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」.
- 菊谷正人. 2011. 「段階取得・追加取得の会計処理に関する理論的考察」『産業経理』71(2): 23-31.
- 菊谷正人. 2014. 「段階取得と追加取得の会計処理における理論的整合性に関する一考察」『産業経理』74(2): 12-22.
- 黒川行治. 1998. 『連結会計』新世社.
- 経済産業省. 2014. 「「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」プロジェクト最終報告書(伊藤レポート)」.
- 斎藤静樹. 2013. 『会計基準の研究<増補改訂版>』中央経済社.
- 桜井久勝. 2008. 「連結会計基準の国際化をめぐる論点」『企業会計』60(1): 65-72.
- ソフトバンクグループ. 2016. 「2015年度有価証券報告書」.
- 高須教夫. 1998. 「連結財務諸表をめぐるイメージの相克」山地秀俊・中野常男・高須教夫『会計とイメージ』神戸大学経済経営研究所. 1-70.
- 高須教夫. 2000. 「連結情報のディスクロージャー—部分時価評価法と全部時価評価法—」『現代ディスクロージャー研究』1: 13-19.
- 高須教夫. 2010. 「連結会計基準の改訂と連結基礎概念」『会計・監査ジャーナル』655: 52-57.
- 田中建二. 2012. 「包括利益表示基準の批判的検討」『会計・監査ジャーナル』683: 65-70.
- 辻山栄子. 2007. 「財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」斎藤静樹編著『詳解「討議資料■財務会計のフレームワーク」第2版』中央経済社. 135-153.
- 日本公認会計士協会. 2008. 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」.
- 日本公認会計士協会. 2009. 会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」.
- 日本公認会計士協会. 2014. 会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」.
- 日本証券アナリスト協会. 2013. 「企業会計基準公開草案第49号(企業会計基準第21号の改正案)「企業結合に関する会計基準(案)」及び関連する改正案について」.
- 山内暁. 2010. 『暖簾の会計』中央経済社.
- 山下燐. 2008. 「親会社説に基づく支配持分利益の開示」『商学研究科紀要』66: 177-191.
- 山下燐. 2009. 「持分の段階取得と収益認識」『商学研究科紀要』68: 187-205.
- 山地範明. 2013. 「連結基礎概念からみたわが国連結会計基準の矛盾」『会計・監査ジャーナル』697: 69-75.

支配獲得後の追加取得の会計処理の課題

- 山地範明. 2014. 「財務報告の主体と範囲」平松一夫・辻山栄子責任編集『体系 現代会計学 [第4巻] 会計基準のコンバージェンス』中央経済社. 119-151.
- ユニ・チャーム. 2015. 「第56期第2四半期 四半期報告書」.
- ユニ・チャーム. 2016. 「第56期有価証券報告書」.